

令和3年4月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第21号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第22号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第23号	久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第24号	久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	11
議案第25号	久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について・・・	13
議案第26号	久喜市立上内小学校を休校とする方針（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・	15

議案第21号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和3年4月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第21号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

1 公民館運営委員

議案第 22 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第22号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市立小・中学校学区等審議会委員
- 2 久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校の統合による新校設立準備委員会委員
- 3 小学校理科支援員
- 4 久喜市中学生学力アップ教育推進事業コーディネーター
- 5 久喜市中学生学力アップ教育推進事業学習支援員

議案第 23 号

久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

久喜市立学校給食センター条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第23号 「久喜市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」の別紙資料につきましては、審議・検討等情報であるため非公開です。

議案第 24 号

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する
規則について

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第24号 「久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の別紙資料につきましては、審議・検討等情報であるため非公開です。

議案第25号

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会の
権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会の権限に属
する事務の補助執行に関する規則の一部を、別紙のとおり改正するこ
とについて議決を求める。

令和3年4月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務局組織規則及び久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(久喜市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「久喜市下清久500番地1」を「久喜市鷲宮6丁目1番1号」に改める。

(久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

総務部庶務課環境経済・教育分室の職員	次に掲げる事務に係る受付又は問合せに関すること。
菖蒲総合支所総務管理課の職員	(1) 児童生徒の就学に関すること。
栗橋総合支所総務管理課の職員	(2) 就学援助費に関すること。
	(3) 入学準備金及び奨学金に関すること。
	(4) その他教育委員会が指定する事務に関すること。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

議案第26号

久喜市立上内小学校を休校とする方針（案）について

久喜市立上内小学校を休校とする方針（案）について、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

令和3年4月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

上内小学校を休校とする方針（案）について

1 上内小学校の現状と保護者からの要望書について

- ・上内小学校の児童数は令和3年4月2日現在で47人となっています。そのうち、2年生は4人、3年生は3人で複式学級の編制対象に該当しており、市費負担教員を1名配置して、複式学級を編制しないように対応している状況です。
- ・児童数が非常に少ないため、日常の学習や行事などにおいてチーム分けやグループ分けがしにくく、子どもたちが集団の中で、多様な考え方に触れながら、お互いに切磋琢磨することが難しくなっています。
- ・令和2年12月9日、上内小学校保護者から教育委員会に対して要望書が提出されました。要望の趣旨は次のとおりです。
 - (1) 学校統廃合の方向性を早急に打ち出し、統廃合を進めること。
 - (2) 複式学級の編制を避けるため、市の負担で教員を配置すること。
 - (3) 休校措置などによって鷺宮小学校へ子どもたちを通学させることにより、上内小学校における小規模化の問題を早急に解消させること。

2 上内小学校を休校とする方針（案）について

上記の要望書について、久喜市立小・中学校学区等審議会に報告したうえで、令和3年3月5日に上内小学校の休校措置等について諮問したところ、同日、下記の趣旨で答申を得ました。

- 久喜市立上内小学校を令和4年（2022年）4月から休校とし、上内小学校区の児童が鷺宮小学校に通学できるよう対応することが望ましい。
- 休校措置の実施にあたっては、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配慮しながら、多様な教育活動の実践によって、子どもたちの教育環境の充実を図るほか、子どもたちの交流機会や通学時の安全性を確保すること。
- 上内小学校の統廃合等の検討については、今後を見据えた望ましい学校のあり方を引き続き検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、久喜市立上内小学校は令和4年（2022年）4月から休校とし、同校の児童は鷺宮小学校に通学する方針とするものです。

なお、上内小学校の統廃合等の検討については、保護者等のご意見を伺いながら、今後を見据えた望ましい学校のあり方を引き続き検討してまいります。